

仕様書

1. 案件名

豊中市立学校学習者用及び教職員用タブレット端末一式

2. 背景・目的

GIGA スクール構想の実現による1人1台端末等の整備が行われ、各校では1人1台端末の効果的・日常的な活用が進められてきたところである。授業での活用頻度も年々、大きく向上してきており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けたより効果的な活用が域内の様々な学校で進められている。また、授業での活用にとどまらず、平時における持ち帰り学習や長期休業中の活用、また、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する1人1台端末の利活用も多くの学校で進められている。

このように学校や子どもたちにとって、欠かせない学習ツールとなった1人1台端末について、その利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどし、対応が迫られている。

そこで令和7年度に続き、GIGA スクール構想加速化基金を活用し、GIGA 第2期として1人1台端末の更新を行うものである。なお、端末整備に当たっては、大阪府が設置する大阪府公立学校情報機器共同調達協議会にて協議を行い、本市においては単独での調達を実施するものである。

3. 履行場所

端末の納品については市が本入札と別に締結する端末更新業務委託契約の委託事業者（以降、委託事業者という）と協議すること。端末回収については「別紙1」を参照すること。データ消去・リサイクル等については落札事業者事業所とする。

4. 契約・支払い

(1) 支払い方法等

買取・一括支払いとする。

(2) 契約期間について

契約締結日（議会の議決日後）から令和9年（2027年）1月31日

※ただし、端末等の納品について、下記のとおりとすること。

令和8年（2026年）6月30日まで セルラーモデル 5,000台以上

令和8年（2026年）7月31日まで セルラーモデル 10,000台以上（累計15,000台以上）

令和8年（2026年）8月31日まで セルラーモデル残りすべて及びWi-Fiモデル（累計36,469台）

5. 機器調達等

5-1. 調達数

「別紙1」及び「別紙3」を参照すること。

5-2. 仕様

端末等の調達仕様詳細は「別紙2」、「別紙3」を参照すること。

5-3. 納期

本仕様書で定める物品・サービスの納期は「別紙3」【A：納品完了年月】を参照すること。

6. 導入に係る概要及び基本的条件

6-1. 調達範囲

端末本体等を委託事業者と協議して納入すること。また、後日各小中学校 50 校及び義務教育学校 2 校、委託事業者倉庫並びに教育センターにて保管する既存端末を回収し引取り下取りすること。なお、調達対象端末の設置・据え付け作業(端末利用に必要な各種設定(キッティング等)、開梱、指定場所への設置等、並びに本仕様で定める各種ソフトウェア、端末管理ツール(MDM)ライセンスの購入及び端末への適用)は委託事業者が行う。

6-2. 基本的条件

- ① 導入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- ② サプライチェーン・リスクに考慮した機器を選定すること。
- ③ 端末等の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等の費用を含めること。
- ④ 導入にかかる概要及び基本的条件は、「別紙2」、「別紙3」を留意すること。
- ⑤ 納品する物品はすべて新品であること。
- ⑥ 納品する物品及びソフトウェア等は同一機種、同一製品であること。
- ⑦ 納品後、納品した物品に初期不具合を発見した場合は、修理を実施すること。修理に掛かる費用は全て受注者負担とすること。修理した物品は、発注者が指定する場所に再度納品すること。
- ⑧ 本業務に関わるすべての納入物品については、本仕様の定める範囲内において受注者が一切の責任を負うこと。
- ⑨ 受注者の故意または過失により、業務上の事故や災害を発生させ、発注者及び施設や当該利用者に損害を与えた場合、当該損害のすべてを賠償すること。

7. 保守・保証

導入した端末の保守については「別紙2」を参照すること。

8. 機器の搬入・搬出

- ① 機器の搬入に係る要件については、発注者及び委託事業者と協議の上調整すること。
- ② 搬入は、委託事業者等までとする。
- ③ 搬入・搬出作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、発注者、委託事業者及び各学校と協議の上、受注者責任の下、対応すること。

9. 機密の保持

受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、公表及び第三者に開示並びに他の目的に利用してはならない。また、漏洩しないように対策を行うこと。本契約終了後又は解除後においても守秘義務を負うものとする。

10. 留意事項

(1) GIGA スクール構想第 1 期で使用した端末の引取り・下取り

GIGA スクール構想第 1 期で使用した端末については「別紙3」を参照すること。

(2) データ廃棄

受注者及び業務従事者は、業務の履行に際し知り得た情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。その際、受注者は、発注者が求める場合には、記載内容について、発注者と協議の上、データ廃棄報告書を発注者に提出すること。

(3) 報告及び連絡調整

本業務の契約期間内に、トラブルが発生した場合や業務遂行に関わる内容について、打ち合わせが必要となった場合は、発注者及び受注者間で打ち合わせを速やかに行うものとする。受注者は打ち合わせ実施後、速やかに議事録を発注者に提出すること。打ち合わせは発注者の所在する庁舎等で実施するほか、インターネットを経由した WEB 会議 (Zoom、Microsoft Teams 又は Google Meet) による方法も可とする。WEB 会議の場合は、受注者が WEB 会議システムを用意すること。WEB 会議を行うにあたり、発注者側の出席者の WEB 会議用のカメラ、マイク、スピーカー、パソコンの機器は発注者が用意する。ただし、重大な又は緊急を要するトラブルや懸案事項等が発生した場合は、受注者は発注者に至急、電話連絡を行うこと。併せて発注者が連絡、調整等の協議を必要とする場合は速やかに応じること。本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合も発注者との協議を行い、対応すること。

(4) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は発注者と協議を行うこと。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

(5) その他

本入札に伴う契約は、発注者側の市議会において議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、契約締結が否決された場合や必要な予算が不足し、不足分の予算を確保するめどが立たない場合は、発注者と受注者との契約行為について効力は発生しないものとする。

11. 質問先及び問合せ先

豊中市教育センター ICT 教育推進係

〒560-0033 豊中市螢池中町 3-2-1-600

(TEL) 06-6844-5294

(mail) keikaku@city.toyonaka.osaka.jp

端末の調達及び回収台数

(1) 学習者用端末調達数

33,469 台(すべてセルラーモデル、予備機を含む)

(2) 教職員用端末調達数

3,000 台(セルラーモデル 520 台、Wi-Fi モデル 2,480 台)

(3) 端末回収数(学習者用及び教職員用)

教職員用端末は 407 台がセルラーモデル、それ以外は Wi-Fi モデルです。

学校名	学習者用	教職員用	学校名	学習者用	教職員用
克明小学校	442	32	東豊台小学校	498	43
桜塚小学校	563	40	箕輪小学校	323	30
大池小学校	760	46	北条小学校	522	36
蛭池小学校	350	29	寺内小学校	547	37
桜井谷小学校	659	45	緑地小学校	637	43
熊野田小学校	718	45	桜井谷東小学校	1194	70
中豊島小学校	686	41	東泉丘小学校	700	41
豊島小学校	534	36	北緑丘小学校	375	27
原田小学校	625	38	新田南小学校	520	37
小曾根小学校	288	28	第一中学校	641	52
豊南小学校	344	27	第二中学校	566	51
上野小学校	1115	64	第三中学校	866	60
南桜塚小学校	750	50	第四中学校	798	54
新田小学校	856	51	第五中学校	377	40
北丘小学校	438	32	第八中学校	340	31
東丘小学校	632	40	第九中学校	1075	70
東豊中小学校	501	33	第十一中学校	1101	64
豊島西小学校	345	30	第十二中学校	387	41
西丘小学校	560	44	第十三中学校	0	56
高川小学校	250	26	第十四中学校	501	42
刀根山小学校	0	51	第十五中学校	547	41
南丘小学校	728	52	第十六中学校	485	41
豊島北小学校	437	36	第十七中学校	740	55
豊島北小学校	437	36	第十八中学校	233	35
泉丘小学校	696	51	庄内さくら学園	0	118
少路小学校	708	47	庄内さくら学園	900	85
野畑小学校	702	41	教育センター	10	71
			倉庫(大東市)	2576	0
			合計	32583	2462

詳細仕様

学習者用及び教職員用コンピュータ

仕様	
OS	iPadOS 最新版
ストレージ	128GB
画面	11 インチタッチパネル
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac /ax 以上 であること
LTE 通信	LTE 通信が可能であること(教職員用コンピュータの Wi-Fi モデルでは不要)
ハードウェアキーボード	「別紙3」【E:キーボード(カバー付きキーボード含む)】で定めるとおり
タッチペン	「別紙3」【F:タッチペン】で定めるとおり
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ機能を有すること
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること ※マイク・ヘッドフォン端子が USB Type Type-C ポートと共有になっている場合はオーディオ分配アダプタを端末台数分用意すること。(オーディオ分配アダプタの仕様要件:ハードウェアキーボードの本体カバーを取り付けた状態でも、本アダプタを端末本体の USB Type Type-C ポートに接続できること。オーディオ分配アダプタ本体側にオーディオ用 3.5mm ジャック×1 を搭載していること。)オーディオ分配アダプタの必要の有無や数については、「別紙3」【E:キーボード(カバー付きキーボード含む)】を参照すること。
外部接続端子	USB2.0 以上 の規格であって USB Type Type-C PD(Power Delivery) に対応したポートを 1 つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8 時間以上であること
重さ	1.5kg 程度を超えないこと (本体及びハードウェアキーボード)
保守	メーカーによる1年以上のセンドバック保守を標準で備えること。 動産総合保険及びメーカー提供の純正保証サービス(AppleCare for Enterprise 等)は不担保。 ※充電アダプタ及びケーブルを含む。
その他	【1】端末を適切に運用するための以下の機能を有していること。 (1)端末の稼働状況を把握できる機能 (2)適切なセキュリティ対策としての以下の機能。 ※本機能は「別紙3」【B:MDM】で定める MDM で満たしても良い。 ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能(必要に応じて利用可能であればよい) 【2】OS メーカーが標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること。 【3】端末に付属する端末メーカー純正の同梱品(充電ケーブル等)を併せて納品すること。

【A:納品完了年月日】

令和 8 年 8 月 31 日

【B:MDM】

不要（市が本入札と別に締結する端末更新業務委託契約及び運用保守契約において調達する）

【C:キッティング(初期設定)】【D:その他設計・設定】

キッティング（初期設定）	その他設計・設定
不要（市が本入札と別に締結する端末更新業務委託契約において実施する）	不要（市が本入札と別に締結する端末更新業務委託契約において実施する）

【E:キーボード(カバー付きキーボード含む)】【F:タッチペン】【G:画面保護フィルム】【H:保守サービス】

【I:その他アプリケーション】

項番	規格等	数量
E	キーボード付きカバー ・令和 7 年度導入済の第二期端末と同一または後継機種とすること。（ロジクール社 Rugged Combo4） ・USB Type Type-C ポート接続のオーディオ分配アダプタを添付すること。	36,469
F	導電性繊維ペン先タッチペン ※6 カ月の製品保証を有すること。	36,469
G	不要	—
H	延長保証（キーボード付きカバーのみ、導入から 5 年間の保証（自然故障対応）を一括で調達し付保すること）	36,469
I	不要（フィルタリングソフトは本プロポーザル決定事業者と締結するタブレット端末更新業務委託契約（導入フェーズ）及び運用保守契約（運用フェーズ）において調達する）	—

【J:第 1 期端末引取り・下取り】

- (1) 回収にあたっては、学校との調整を行い、スケジュールを調整すること。また、学校内で作業場所が必要な場合については学校との調整を行うこと。
- (2) カバー、充電器、ケーブル等の付属品についても引取り、適切に処理すること。
- (3) 引取った端末文部科学省「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」に基づき回収タブレット端末のデータ消去・リサイクル・リユースを行うこと。

- (4) データ消去は、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊すること。
- (5) データ消去実施し証明書を提出すること。データ消去に先んじて、MDM・アクティベーションロック・ASM等の解除を実施すること。
- (6) 故障等でデータ消去できない端末についてはマテリアルリサイクルすること。
- (7) 端末及び付属品を再販売（リユース）する場合は、本市の管理シール等は全て削除すること。
- (8) リユースにおいて有償売却できる場合は台数をあらかじめ想定し、売却金額を見積ること。
（故障滅失等の端末が含まれる。滅失台数については他団体での実績に基づき台数を見込むものとする。）
- (9) 回収及びデータ消去等の経費を売却金額から差し引いた額を入札書に記入すること。